静岡県人事委員会は、人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和4年3月29日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則1-56

人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の組織に関する規則(静岡県人事委員会規則1-25)の一部を次のように改正する。

改正前

以止

(組織)

- **第2条** 事務局に、総務課、<u>給与課</u>及び職員課 を置く。
- 2 総務課に総務班を、<u>給与課に給与班</u>を、職 員課に任用班及び審査班を置く。

(給与課の所掌事務)

第4条 <u>給与課</u>の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)~(4) (略)

(5) 研修及び人事評価に関すること。

(6)~(8) (略)

- (9) <u>外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること。</u>
- (II) <u>静岡県職員倫理規則(平成13年静岡県規</u> <u>則第9号。以下「職員倫理規則」という。)</u> <u>の制定又は改廃に関して、知事に意見を申</u> 出ること。
- (II) <u>職員の職務に係る倫理の保持に関する事</u> 項に係る調査研究を行うこと。
- (12) <u>職員の職務に係る倫理の保持のための研</u> 修に関する総合的企画を行うこと。
- (ii) <u>職員倫理規則の遵守のための体制整備に</u> 関し、任命権者に助言を行うこと。

(組織)

第2条 事務局に、総務課、<u>給与審査課</u>及び職員課を置く。

改正後

2 総務課に総務班を、<u>給与審査課</u>に<u>給与審査</u> 班を、職員課に任用班を置く。

(給与審査課の所掌事務)

第4条 <u>給与審査課</u>の所掌事務は、次のとおり とする。

(1)~(4) (略)

- (5) <u>給与、勤務時間その他の勤務条件に関し</u> 講ずべき措置について議会及び長に勧告す ること。
- (6)~(8) (略)
- (9) <u>職員の勤務条件に関する措置の要求の審</u> <u>査に関すること。</u>
- (10) <u>職員に対する不利益処分についての審査</u> <u>請求の審査に関すること。</u>
- (ii) <u>公立学校の学校医等の公務災害補償の審</u> 査に関すること。
- (12) 職員からの苦情相談に関すること。
- (は) 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
- (国) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則(静岡県人事委員会規則13-32)で定め るところによる限度時間を超えて時間外勤務 を命ずる場合の報告、指導、助言、承認又は

(職員課の所掌事務)

第5条 職員課の所掌事務は、次のとおりとする。

 $(1)\sim(3)$ (略)

(4) • (5) (略)

- (6) 公立学校の学校医等の公務災害補償の審 査に関すること。
- (7) 職員の勤務条件に関する措置の要求の審 査に関すること。
- (8) 職員に対する不利益処分についての審査 請求の審査に関すること。
- (9) <u>労働基準監督機関の職権の行使に関する</u> <u>こと。</u>
- (III) 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する 規則(静岡県人事委員会規則13-32)で定 めるところによる限度時間を超えて時間外 勤務を命ずる場合の報告、指導、助言、承 認、命令等に関すること。

(11) (略)

- (12) 受託した市町村等の公平委員会事務に関すること。
- (13) 管理職員等の範囲の指定に関すること。

命令等に関すること。

- (15) 受託した市町村等の公平委員会事務に関すること。
- (16) 管理職員等の範囲の指定に関すること。
- (17) 職員団体の登録に関すること。
- (18) 退職手当の支給制限等の処分についての 調査審議に関すること。

(職員課の所掌事務)

- 第5条 職員課の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度に関すること。

(2)~(4) (略)

(5) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し 講ずべき措置について議会及び長に勧告す ること。

<u>(6) · (7)</u> (略)

- (8) 研修及び人事評価に関すること。
- (9) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関すること。

(10) (略)

- (11) 退職管理の適正の確保に関すること。
- (ii) 静岡県職員倫理規則(平成13年静岡県規 則第9号。以下「職員倫理規則」という。)

(14) 職員団体の登録に関すること。

(15) (略)

- (16) 職員からの苦情相談に関すること。
- (17) 退職管理の適正の確保に関すること。
- (18) 退職手当の支給制限等の処分についての 調査審議に関すること。

(職及び職務)

第6条 事務局に次長を、課に課長を、班に班 長を置き、必要と認める課に課長代理、主 幹、班長代理、副班長、主査、主任、副主任 又は主事を置く。

2 · 3 (略)

 $4 \sim 9$ (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

<u>の制定又は改廃に関して、知事に意見を申</u> 出ること。

- (ii) 職員の職務に係る倫理の保持に関する事項に係る調査研究を行うこと。
- (ii) 職員の職務に係る倫理の保持のための研修に関する総合的企画を行うこと。
- (15) 職員倫理規則の遵守のための体制整備に 関し、任命権者に助言を行うこと。

(16) (略)

(職及び職務)

第6条 事務局に次長を、課に課長を、班に班 長を置き、必要と認める課に<u>参事、</u>課長代 理、主幹、班長代理、副班長、主査、主任、 副主任又は主事を置く。

2 · 3 (略)

4 参事は、上司の命を受けて課の重要事項に 関する事務又は特定事項を処理する。

5~10 (略)